



障害のある方の安定的な雇用、就労機会の拡大を支援します！

平成29年度

# 京都府障害者雇用施設整備事業のご案内

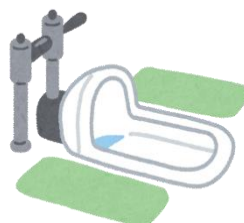
## 補助対象経費

補助上限100万円！

★障害者を**常時雇用**する上で必要となる**施設・設備等の整備**に要する経費  
(①購入費 ②工事費 ③改修費 など)

例

下肢に障害があり  
洋式トイレでなければ  
使用できない方を雇用



施設改修



例

障害特性のため  
たくさんの工程を覚え  
られない方を雇用



操作がかんたん！

設備購入

※単なる業務効率化のための  
設備は対象外です



【その他の例】パトライト設置、拡大鏡購入、UDトーク（聴覚障害者支援ソフト）購入・・・etc  
障害特性に応じて必要となる施設・設備はそれぞれで異なります。整備を検討された段階でまずご相談ください。

## 補助対象者・対象要件

★京都府内の事業所において障害者を常時雇用し、**平成30年3月31日までに  
必要な施設・設備等の整備を行い、利用を開始させる予定の事業主**

(すでに購入済み、工事済み等のものは対象外です！ **これから整備するものが対象です！**)

★次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 事業完了時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者（労働者数に法定雇用率2.0%を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）の障害者を雇用する事業主）

<例> 労働者数100人の事業主：(100×2%=2.0→2人) 2人雇用なら法定雇用義務履行等事業主  
// 99人 // : (99×2%=1.98→1人) 1人雇用なら //

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に(1)の要件が未達成の場合は以下の取扱いとなります。

(ア) 過去3年障害者雇用実績なしの場合

⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること

(イ) 過去3年障害者雇用実績ありの場合

⇒事業完了の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

## 補助上限・補助率

★補助上限 : 100万円

★補助率 : 補助対象経費の30% (常時雇用労働者数が1,000人以上の事業者は15%)

※国等の助成金等を受けたものは除きます。

## 申請期間

★平成30年2月2日(金)まで

(ただし、京都府の予算の範囲内での執行となるため、お早めにご相談ください)

(お問い合わせ先)

**まずは事前相談から！**

京都府商工労働観光部総合就業支援室 TEL: 075-682-8918

申請～交付決定～実績報告～補助金支給までの流れ

申 障害者雇用に必要な合理的配慮のための施設・設備等の整備  
(京都府総合就業支援室に**事前相談**)



申 京都府に交付申請 (第4号様式を提出)



京都府が補助金交付を決定



申 障害者雇用に必要な**施設整備事業**の実施  
(新規雇用又は継続雇用の障害者が平成30年3月31日までに施設を利用開始)



事業完了後直ちに

申 京都府に**事業遂行報告・実績報告** (第8号様式を提出)



京都府が補助金の額の確定・支給



毎年4月15日までに

申 京都府に**雇用状況等の報告** (2年間) (第12号様式を提出)

補助金の要綱・要領・申請様式は  
「京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金」HPをご覧ください

<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/general/2015/shisetuhojokin.html>